



2022年10月27日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ジンズホールディングス
(コード番号：3046 東証プライム市場)
代 表 者 代表取締役 CEO 田 中 仁
問 合 せ 先 執行役員 IR室長 山 脇 幹 也
電 話 番 号 TEL (03) 5275-7001 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、定款の一部変更を2022年11月29日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害への対策、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の安全や利益に資すると考えられますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものです。なお、本変更は、本株主総会での決議に加え、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入のため、次のとおり変更するものです。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年11月29日(火)

定款変更の効力発生日(予定)

上記1.(1) 定時株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日。ただし、当社が、定時株主総会開催日までに、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けている場合は、定時株主総会開催日。

上記1.(2) 2022年11月29日(火)

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条（条文省略）</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年11月中にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第16条～第44条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第1条～第12条（現行どおり）</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年11月中にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第44条（現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>